

「反社会的勢力の排除」条項導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ

当金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、平成 23 年 1 月 4 日より普通預金規定、当座預金規定等の預金規定および貸金庫規定に「反社会的勢力の排除」条項を導入いたしました。

- ・ 預金口座の開設、貸金庫のお申込みの際は、お客様に反社会的勢力に該当しないことを表明し確約をしていただきます。
- ・ 万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- ・ また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

当金庫は、警察庁、金融庁などとも連携をとりつつ、今後も、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組を積極的に推進してまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。